

第 78 号議案

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「1 日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、「範囲内の」を「範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、部分休業制度の改正をするため、ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。